

うるま市新生児子育て世帯応援給付金

新生児を対象に 10万円を給付します。

新生児の誕生を迎えた子育て世帯に対し、迅速な経済的支援及び切れ目のない子育て支援を目的として、うるま市新生児子育て世帯応援給付金事業を実施しています。

対象児童 令和3年4月1日～
令和4年3月31日までに出生した子

申請・受給対象者 給付対象児を養育し、同居している父母等で、申請日において本市に住民登録のある方。

※令和4年4月1日以降に申請する場合は、給付対象児、申請・受給権者ともに令和4年3月31日時点で本市に住民登録がなければなりません

給付額 児童一人につき 10万円

申請期限 令和4年4月30日まで
(当日消印有効)

申請方法 下記書類をこども未来課へ郵送又は窓口にて提出

- ①うるま市新生児子育て世帯応援給付金申請書兼請求書
- ②申請者の本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等の写し）
- ③申請者の振込先口座番号が確認できるものの写し（通帳又はキャッシュカード等の写し）
- ④給付対象児の母子健康手帳の写し（出生届け出証があるページ）
- ⑤うるま市新生児子育て世帯応援給付金受給に伴う誓約書兼同意書（申請者本人が署名したもの）

詳しくはホームページをご確認ください。

書類の配布

- ・令和3年11月15日時点で出生届が提出されている申請・受給権者には、申請書を送付しています。
- ・令和3年11月16日以降に出生届提出された申請・受給権者には、こども未来課窓口にて配布します。

※令和3年11月15日までに出生届を提出している方で書類が届いていない方は、こども未来課までご連絡ください。

お問合せ こども未来課 ☎989-5313

申請はお済ですか？

低所得の子育て世帯に対する

子育て世帯生活支援特別給付金

低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給しています。

(ひとり親世帯以外分) (ひとり親世帯分) 共通

給付額 児童一人当たり 5万円

申請期限 令和4年2月28日(月)まで

対象児童 平成15年4月2日(特別児童扶養手当の対象児童は、平成13年4月2日)から令和4年2月28日までに出生した児童

※「ひとり親世帯以外分」と「ひとり親世帯分」の給付金は、重複して受給できません。

お問合せ 児童家庭課 ☎923-4075 (給付金担当)

★受給要件については、市ホームページでご確認ください。

ひとり親世帯以外分



ひとり親世帯分



子育て世帯等臨時特別支援事業

高校生までがいる世帯に 10万円を支給します。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育て世帯を支援する観点から、給付金の支給を行います。

給付額 児童一人につき 10万円

対象児童 平成15年4月2日～
令和4年3月31日生まれ

- ①令和3年9月分の児童手当(特例給付を除く)支給対象児童
 - ②令和3年9月30日時点で高校生等(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の児童
 - ③令和4年3月31日までに生まれた児童手当(特例給付を除く)支給対象児童(新生児)
- ※②は生年月日が期間内であれば、高等学校等に在籍していることは必要ありません。ただし、婚姻している場合は対象外となります。

申請が必要な方

郵送または児童家庭課窓口で申請してください。

- ①令和3年9月30日時点で高校生等(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の児童のみを養育している保護者
 - ②所属庁から児童手当(特例給付を除く)を受給している公務員
 - ③令和3年12月1日から令和4年3月31日までに生まれた児童手当(特例給付を除く)支給対象児童(新生児)の保護者
- ※保護者の所得が児童手当(特例給付を除く)の支給対象となる金額と同等未満の場合に給付金の対象となります。詳細はうるま市役所ホームページをご覧ください。
※①と②の方は令和3年9月30日時点の住所地市町村で申請になります。
※③の方は児童が出生した時点の住所地市町村で申請になります。

申請期間

令和4年1月4日(火)～令和4年3月10日(木) ※土日・祝日を除く
午前8時30分～午後5時15分
※新生児の申請期限については、決まり次第、市ホームページ等でお知らせします。

申請書について

- ・申請が必要と思われる方には、12月下旬に申請書を送付しています。
- ・申請書は、市ホームページまたは児童家庭課窓口にて配布しています。

申請場所

うるま市児童家庭課(本庁舎東棟2階)
〒904-2292 うるま市みどり町一丁目1番1号

申請が不要な方

令和3年9月分の児童手当の受給者(特例給付及び公務員を除く)の方は「プッシュ型」による支給のため、原則として申請は不要です。対象の方へは先行給付金として5万円を令和3年12月24日に児童手当指定口座へ振込済みとなっており、残り5万円についても同口座に振込みいたします。

お問合せ 児童家庭課 ☎923-4075 (給付金担当)

詳しくはホームページをご確認ください。

